

新型コロナウイルスと子どもの権利をめぐる国際動向

子どもの人権連 平野 裕二

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19、以下「新型コロナ」) の感染拡大は世界中の子どもたちに深刻な影響をもたらしてきた。WHO (世界保健機関) によるパンデミック宣言から 1 年が経った日 (2021 年 3 月 11 日) にユニセフ (国連児童基金) が発表したリリース⁽¹⁾によれば、▽世界では 1 億 6,800 万人以上の学齢期の子どもが約 1 年間にわたって休校のため学校に通えずにおり、少なくとも 3 人に 1 人は休校期間中に遠隔学習を利用できていないこと、▽少なくとも 7 人に 1 人の子ども・若者がメンタルヘルス関連の問題を抱えている一方、2020 年 11 月時点で子ども・若者向けメンタルヘルスサービスの 3 分の 2 以上が中断していたこと、▽開発途上国では子どもの貧困が約 15% 増加する見込みであることなど、多数の課題が明らかになっている。

以下、新型コロナ禍のなかにあつて子どもたちの権利を保障するためにおこなわれてきた取り組みを国際的視点から概観する (とくに断りがない場合、月日への言及はすべて 2020 年のもの)。なお、新型コロナと人権および子ども・若者の権利をめぐる国際的動向についてはすでにいくつか論考を発表しているため⁽²⁾、本稿では、国連・子どもの権利委員会の動向、いくつかの国の子どもオンブズパーソン等が果たしてきた役割、子どもの意見表明・参加を可能なかぎり保障するための取り組みに主として焦点を当てる。また、以下で取り上げるものを含む関連資料については筆者のウェブサイトや note でも紹介しているので、あわせて参照されたい⁽³⁾。

1 新型コロナと子どもの権利：国連レベルでの取り組みの概観

アントニオ・グテーレス国連事務総長は、2020 年 3 月末以降、新型コロナがさまざまな集団・分野に及ぼす社会的・経済的影響についてのメッ

セージやポリシーブリーフ (政策概要) を相次いで発表してきた。『子どもたちを守ろう』と題するポリシーブリーフ (4 月 16 日) では、子どもたちに重大な影響が生じている分野として (a) 教育、(b) 食料、(c) 安全 (家庭における暴力やネット上の危険を含む)、(d) 健康の 4 つがとくにあげられ、親・養育者への支援を含む社会的保護の拡大などの対応が各国に要請されている。

これを受けて、子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表と 7 つの国連関係機関から構成される「子どもに対する暴力に関する国連機関間作業部会」は 4 月 27 日に「行動アジェンダ」を発表した。(i) いっそうの情報、(ii) いっそうの連帯、(iii) いっそうの行動を 3 本柱とするもので、子どもへの情報提供、子どもの声を聴く取り組み、子どもと青少年が果たしうる力強い役割の支援など、子ども・若者の参加を推進する必要性が指摘されている。「子どもたちにかかわるすべての決定および活動において、子どもの権利条約に掲げられた子どもの最善の利益の原則と、各国が負う国際人権法上の義務および国際的・地域的人権機構からの勧告が指針とされるべきである」と強調されている点も重要である。

また、国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) は 3 月末ごろウェブサイト新型コロナについての特設ページを開設し、人権の視点から考慮すべき原則等をさまざまな問題に関して明らかにする「COVID-19 ガイダンス」を発表してきた。子どもにかんするガイダンスでは、「国は、パンデミック対応・復興計画の立案および実施にあたり、子どもの保護のニーズおよび子どもの権利にいっそうの注意を払うべきである。子どもの最善の利益を第一次的に考慮し、かつ対応の中心に位置づけることが求められる」との指摘とともに、全国的な休校措置にともなう学習権の侵害、自宅滞在を余儀なくされることによる心身の健康への影響と暴力のリスク、脆弱な状況に置かれている子ど

もが直面している困難などの問題が取り上げられている。

OHCHRはこのほか、「自由を奪われている子ども」を含む特定の集団や「ビジネスと人権」「環境」などの具体的論点と新型コロナに関する個別のガイダンスも随時発表してきた（2021年2月末現在、14本）。さらに、国連人権理事会から人権にかかわるさまざまな問題について調査・報告する任務を委ねられている特別報告者などの専門家も、活発な発信を続けている。

2 新型コロナ後の教育をいかに構想するか

新型コロナと子どもにかかわって国内外でもっとも活発な議論と取り組みの対象になってきたのは、感染拡大防止のための休校措置が広がるなか、子どもたちの教育・学習をどのように保障するかという問題である。

ユネスコ（国連教育科学文化機関）・ユニセフ・WHOなどの国際機関は、3月10日に学校における新型コロナ対策についての指針を発表するとともに、応急的対応として、インターネットの活用を中心とする遠隔学習を模索・推進していった。さらに、4月30日には学校の安全な再開についての指針を発表し、9月14日にも同趣旨の指針をあらためて発表している。

後者の指針を発表する記者会見で、WHOのテドロス・アダノム事務局長は、「子ども、若者、そして私たちの社会全体に生じる破壊的な影響に鑑み、学校閉鎖の決定は、最後の手段および一時的な措置として、感染多発地域において地方レベルでのみおこなわれるべきです」と強調した。このように、子どもや教職員の安全と健康が確保されることを前提として可能なかぎり学校を開き続けることが優先されるべきであるという考え方が、現在の国際的コンセンサスであるといっていよい。教育に対する権利に関する国連特別報告者も、国連人権理事会に提出した6月15日付の年次報告書で次のように述べ、オンライン学習の拙速な拡大・恒久化に警鐘を鳴らしている。

「オンラインによる遠隔学習の活用は、危機への対処を目的とする一時的解決策以上のものとし

て捉えられるべきではない。教育のデジタル化が教員とともにおこなう学校現場での学習にとって代わることはあってはならない。デジタル技術を通じた民間アクターの大規模参入は、長期的には、教育制度および万人のための教育に対する権利にとっての大きな危険とみなされるべきである。……」

新型コロナ後の教育のあり方については、ユネスコの有識者委員会（教育の未来に関する国際委員会）による提言（6月22日）、国連事務総長のポリシーブリーフ「COVID-19時代以降の教育」（8月4日）などでも議論されているが、その基調は同様である。今後はコネクティビティ（インターネットや情報通信技術にアクセスできること）を教育に対する権利の欠かせない要素として位置づけなければならないと強調しつつ、オンライン学習が対面での教育にとって代わることがないようにすること、民間企業への過剰な依存を回避することなどの必要性を指摘している。とくにユネスコ有識者会議の提言は、「学校が提供する社会的空間を保護する」ことの重要性に加え、「教職者と、教職員の協働を大切にすること」、「生徒・若者・子どもの参加および権利を促進すること」の必要性も強調しており、日本でも参照していくことが必要であろう。

3 国連・子どもの権利委員会の声明

新型コロナとの関連で人権が侵害されないようにするためには、人権条約に基づいて設置されている各委員会（人権条約機関）の役割もきわめて重要である。すでにすべての主要な人権条約機関がそれぞれの視点から新型コロナに関する声明などを発表している。国連・子どもの権利委員会も、比較的早い段階で声明を発表し（4月8日付）、とくに以下の措置をとるよう各国に求めた（要旨）。

- 1 今回のパンデミックが子どもの権利に及ぼす健康面、社会面、情緒面、経済面およびレクリエーション面の影響を考慮すること。
- 2 子どもたちが休息、余暇、レクリエーションおよび文化的・芸術的活動に対する権利を享受できるようにするための、オルタナティブかつ創造的な解決策を模索すること。

- 3 オンライン学習が、すでに存在する不平等を悪化させ、または生徒・教員間の相互交流に置き換わることがないようにすること。
- 4 子どもたちに栄養のある食事が提供されるようにするための即時的措置をとること。
- 5 子どもたちに対する基礎的サービスの提供を維持すること。
- 6 子どもの保護のための中核的サービスを継続するとともに、ロックダウン下で暮らしている子どもたちに専門家による精神保健サービスを提供すること。
- 7 パンデミックによって脆弱性がいっそう高まる子どもたちを保護すること。
- 8 自由を奪われている子どもを可能なかぎり解放し、解放できない場合には家族との定期的接触を維持できるようにすること。
- 9 新型コロナ関連の制限違反等を理由に子どもを逮捕・拘禁しないようにすること。
- 10 新型コロナおよび感染予防法に関する正確な情報を、子どもにやさしく、かつすべての子どもにとってアクセス可能な言語および形式で普及すること。
- 11 今回のパンデミックに関する意思決定プロセスにおいて子どもたちの意見が聴かれかつ考慮される機会を提供すること。

委員会の声明の大きな意義は、新型コロナへの国際的対応の過程で必ずしも重視されてこなかった遊び・余暇・レクリエーション等に対する子どもの権利(条約31条)について、声明の冒頭(パラ1・2)ではっきりと取り上げていることである。また、子どもに対するさまざまな影響の評価(パラ1)、子どもに対する情報提供(パラ10)、子どもの意見の考慮(パラ11)の重要性を強調している点なども、委員会の姿勢を際立たせるものとして評価できる。

筆者がこの声明をただちに日本語訳し、4月10日朝に自分のサイトで公表したところ、高い関心を集めて積極的に活用されてきた。筆者の日本語訳をもとに「かんたんな日本語訳」(主に中高生向け、長瀬正子・畠山由佳子作成)が作成され、その後ワークブック型絵本『子どもの権利と新型コロナ』(イラスト・momo、ちいさなとびら刊)も刊行されて、第4版まで版を重ねている(2021

年3月1日現在)。また愛知県弁護士会は、委員会の声明も踏まえながら、「新型コロナウイルス感染拡大下における子どもの権利保障と子どもの最善の利益を求める会長声明」を5月15日付で発表した。なお、筆者の日本語訳はOHCHRウェブサイトの新型コロナ特設ページにも掲載されている。

委員会は、締約国から提出される定期報告書の審査に先立って作成する事前質問事項(List of Issues)でも新型コロナ対策に関する質問をおこなうようになっており、そのさい、みずからの声明に言及する例もみられる。たとえば、ニュージーランド(7月21日付)、スウェーデン(7月23日付)、フランス(11月6日付)、アイルランド(11月18日付)などに対する事前質問事項では、「COVID-19パンデミックの状況下で子どもの権利の保護を確保し、かつパンデミックの悪影響を緩和するためにとられた措置に関する情報」を、当該声明も踏まえて提供することが求められている。

このほか、次のような目的でとられた措置についての情報提供も要請されている。

「子ども(とくに、脆弱な状況に置かれている子ども)が、COVID-19パンデミックへの対応としてとられた後退的措置およびこれらの措置がきっかけで生じた経済危機がもたらしうる効果の影響を受けないことを確保すること」(ニュージーランド)

「子どもに影響を与えるすべての立法、政策および行政上の決定(COVID-19パンデミックへの対応であるものを含む)について、国および地方のレベルで義務的な子どもの権利影響評価手続を設けること」(スウェーデン)

「後期中等学校のすべての子ども(不利な社会経済的状況に置かれている子どもを含む)が、COVID-19パンデミックの状況下で質の高いバーチャル授業にアクセスできることを確保するためにとられた措置」(同)

「COVID-19パンデミックへの対応としておこなわれた学校閉鎖および従来とは異なる成績算定システムが不利な社会経済的状況に置かれている子どもの権利に及ぼす、いかなる不均衡な影響にも対処すること」(アイルランド)

新型コロナの影響により、委員会は5月に予定していた第85会期を9月に延期してオンラインで開催し、第86会期（2021年1月18日～2月5日）でも同様の対応を余儀なくされた。この間、締約国報告書の審査はおこなえていないものの、今後はオンライン審査も含めて徐々に報告書審査を再開していく見込みである。審査では、上記の質問のような観点も含め、各国の新型コロナ対策が問われていくことになろう（英国に対する事前質問事項＝後述＝も参照）。

4 子どもオンブズパーソン／コミッショナーの役割

新型コロナとの関連では、子どもの権利が守られているかどうかを独立の立場から監視するために多くの国で設置されている子どもオンブズパーソン／コミッショナーも、この間、重要な役割を果たしてきた。

ヨーロッパでは、子どもオンブズパーソン欧州ネットワーク（ENOC）というネットワークが組織されており、2020年現在、34か国の43組織が加盟している。ENOCは各国の子どもオンブズパーソン機関と連携をとりながら新型コロナ関連の取り組みをおこなっており、4月1日には執行部として「COVID-19アウトブレイクの状況における子どもの権利」に関する声明を発表した。ここでは、とくに▽情報および参加、▽暴力・虐待からの保護、▽健康・発達に対する権利、▽社会保障を享受する権利／十分な生活水準に対する権利、▽教育に焦点を当てながら、新型コロナ・パンデミック下でも引き続き子どもの権利を守っていくことの必要性が強調されている。社会的養護下にある子どもに生じうる影響についても高い関心が示されている点も、特徴的である。

ENOCはさらに、ユニセフ（国連児童基金）欧州・中央アジア地域事務所などと協力しながら5月に加盟機関を対象とするオンライン調査を実施し、その結果を「子どもオンブズパーソン／コミッショナーにとっての課題とCOVID-19対応に関する報告書」として発表した（6月29日）。ここでは、新型コロナ対策として導入された外出制限等のために子どもオンブズパーソン／コミッ

ショナー事務所としての活動にもさまざまな制約が生じながらも、ほとんどの国ではオンラインでモニタリング活動を継続したことなどが明らかにされている。

ベルギー（フラマン語共同体）、エストニア、ジャージー（英国）、オランダ、スコットランド（英国）、ウェールズ（同）では、子ども・若者がパンデミックをどのように経験しているかに関するオンライン調査もいち早く実施されていた。次のような事例が報告されている。

「……たとえば、フラマン語共同体〔ベルギー〕の子どもの権利コミッショナー事務所は、COVID-19パンデミック中の子ども・若者の経験についてよりよく知るためのオンラインアンケートを実施し、4万4,400人以上の子ども・若者の参加を得た。この協議の結果は、2020年5月28日、子ども・若者によってフラマン語共同体議会に提出された。ウェールズの子どもの権利コミッショナーも『コロナウイルスと私』と題する全国調査をおこない、2万人以上の子ども・若者の参加を得た。」

また、ENOCの加盟機関であるスコットランド子ども・若者コミッショナー事務所（英国）は、エジンバラ大学・スコットランド子どもの人権研究所に委嘱して「スコットランドにおけるCOVID-19対策についての独立子ども影響評価」を実施した（7月16日発表）。

この影響評価では、国連・子どもの権利委員会による前述の声明を基本的枠組みとして、(a) 健康、(b) メンタルヘルス、(c) 教育、(d) 貧困・食料・デジタルアクセス、(e) 休息・余暇、(f) 子どもの保護・子ども審判（Children's Hearings）・養護、(g) 家庭内虐待、(h) 追加的な支援ニーズ（ASN）および障害のある子ども、(i) 法律に抵触した子どもおよび閉鎖施設養護（secure care）を受けている子どもという9つの分野について詳細な影響評価がおこなわれている。コミッショナーを務めるブルース・アダムソン氏は、評価結果の発表にあたり、スコットランドの子どもたちが「子どもの権利上の緊急事態」（children's rights emergency）に直面していると憂慮を表明し、とくに「貧困、デジタル排除、社会的排除に対処し、若者のメンタルヘルスを支え

るための緊急措置」の必要性を訴えた。

評価の結果は同コミッショナー事務所のサイトで公表されており、報告書のチャイルドフレンドリー版も作成されている。国連・子どもの権利委員会の声明を全面的に踏まえてこのような組織的検証を実施した事例はいまのところめずらしく、貴重な取り組みとして参考になろう。

スコットランド子ども・若者コミッショナーはまた、英国を構成する他の3地域（イングランド・ウェールズ・北アイルランド）の子どもコミッショナーとともに、英国における子どもの権利の保障状況に関する共同報告書をオルタナティブ・レポートとして国連・子どもの権利委員会に提出した（12月）。あわせて、新型コロナ・パンデミックが英国の子どもたちに及ぼしている影響についてのレポートも別添文書として提出されている。

これらの情報も踏まえて委員会がとりまとめた英国に対する事前質問事項（2021年3月4日付）では、ニュージーランド等に対して出されたものと同様の新型コロナ対策にかんする一般的質問（前述）のほか、子ども影響評価、緊縮措置・後退的措置、教育などの問題との関連で新型コロナについての質問が出されている。かならずしも子どもコミッショナーらの指摘や関心を十分に踏まえた内容ではないものの、審査の場では、事前質問事項では明示的に言及されていない問題についても取り上げられることが予想される。

このほか、ニュージーランド子どもコミッショナー事務所が主宰する「子ども条約モニタリンググループ」は、2021年3月7日、『状況を是正する：COVID-19対応における子どもの権利』と題する報告書を発表した。同グループは、ニュージーランド国家人権委員会、ユニセフ・ニュージーランド、子ども関連のNGOが参加して同国における条約の実施状況をモニタリングするための組織で、これまでに「状況を是正する」シリーズとして2つの報告書（条約実施のための基本的要素を掲げた第1弾と、子どもの意見表明・参加に焦点を当てた第2弾）を刊行している。

第3弾となる今回の報告書は、ニュージーランド政府が2019年8月に策定した「子ども・若者ウェルビーイング戦略」（2019年8月）を踏まえ、

そこに掲げられた6つのウェルビーイング・アウトカム⁽⁴⁾に照らしてこの間の状況を検討して、政府機関等に対して計31項目の勧告をおこなったものである。いずれ実施されるニュージーランドの締約国報告書審査では、これらの情報もおおいに参考にされることになるだろう。

なお同国では、独立組織である教育評価機関（ERO）によって、新型コロナが教育に及ぼしてきた影響に関する検証も実施され、2021年1月に報告書が発表されている。

5 子どもの声を聴き、政策等に反映させていくための取り組み

前述のとおり、国連・子どもの権利委員会による4月8日付の声明では、子どもに対する情報提供（パラ10）や子どもの意見の考慮（パラ11）の重要性が強調されていた。

子どもに対する情報提供という点で興味深いのは、いくつかの国で、首相などの政府首脳が子ども向けの記者会見を開いたり子ども・若者向けのメッセージを発したりするなどの形で、子どもたちへの説明責任を果たそうと早い段階から——主に3月中旬から4月にかけて——努めてきたことである。とくに女性の首相による取り組みが目立つものの（デンマーク、ノルウェー、ニュージーランド、フィンランド、ベルギーなど）、カナダのトルドー首相、台湾の陳時中・衛生福利部長（保健福祉相）と潘文忠・教育部長（教育相）など、男性の首脳による取り組みもおこなわれている。

こうしたメッセージでは、新型コロナの感染拡大防止のために不自由な生活を我慢してくれていることへの謝意が表明されることも多い。たとえばトルドー首相は、3月22日に発表したメッセージで、「すべての子どもの皆さんに、特別な感謝の気持ちを送ります。ありがとうございます。ご両親が家から仕事をするのを助けてくれて。ふだんの生活を犠牲にしてくれて。台所のテーブルで算数の勉強をしてくれて。科学を信頼してくれて」と語りかけた。ノルウェーの保健相が、高校生を中心とする若者に向けて4月27日に発表した感謝のメッセージも、広く共感を集めたという。このような形で子どもたちへの説明責任を果たそうとする姿

勢は、その国の首脳が子どもたちに敬意を持ち、子どもたちを社会の一員として平等に尊重しようとしていることの表れと評価できよう⁽⁵⁾。

一方、新型コロナにかんする子どもたちの声に耳を傾け、対策などに反映させようとする取り組みは、パンデミックの初期段階ではかならずしも十分ではなかった。セントラル・ランカシャー大学（英国）の子ども・若者参加センターが中心となり、欧州20か国の専門家を対象として4月に実施された調査では、新型コロナ対策への子ども参加の取り組みをひとつもあげられなかった回答者が7割にのぼり、残る3割も広報など限定的分野での参加をあげるにとどまったという結果が出ている⁽⁶⁾。スコットランド子ども・若者コミッショナーも、前述の独立評価の結果を発表するにあたり、「子どもたちの声は、このパンデミックへの対処方法に関する私たちの意思決定において、本当に失われてしまっています」「子どもたちは〔バーチャル学習や学校再開方法に関する〕議論のテーブルに就くことができるべきでしたし、意思決定に関与できるべきでした」などと懸念を表明した。

4月以降、欧州のいくつかの子どもオンブズパーソン等が子どもたちを対象とするオンライン調査を実施し、その結果を公にしたのは前述のとおりである。

欧州以外でも、たとえばオーストラリア国家人権委員会は、キッズ・ヘルプライン (Kids Helpline) を運営する「ユアタウン」(yourtown) と共同で、『キッズ・ヘルプラインに連絡してくる子どもたち・若者たちへの COVID-19 の影響』と題する報告書を発表している (9月15日)。1月から4月末までの期間にキッズ・ヘルプラインに寄せられた子ども・若者 (5～25歳) の声 2,567 件を分析したもので、とくに (a) メンタルヘルス関連の悩み、(b) 社会的孤立、(c) 教育への影響、(d) 家庭生活への影響、(e) 計画していたことや通常の活動の変更に関する相談が多かったことが明らかになった。こうした実態を踏まえ、報告書は、国連・子どもの権利委員会による4月8日付の声明にも詳しく言及しながら、「子ども・若者に焦点を当てた精神保健サービス／支援に投資すること」「明確かつ正確な、子どもにやさしい情報

とリソースの普及を促進する」こと、「COVID-19 対策および復興計画に子ども・若者の関与を得る」ことなど6項目の勧告をおこなっている。

また、ニュージーランドの子どもコミッショナーは、2020年3月～5月にかけて7週間続いたロックダウンの期間中に子どもたちが感じたこと・考えたことをまとめた報告書『ロックダウン下の生活』を11月に発表した。同国で学校が再開された日の翌日 (5月19日) から3週間をかけてオンラインで実施されたもので、8～18歳の子ども 1,402 人から寄せられた声を踏まえたものである。「子ども・若者は、自分の時間をコントロールできること、自由な時間が増えたこと、新しい活動に取り組む機会が持てたことを楽しいと感じていた」ことも含め、ロックダウンが子どもたちに好影響も悪影響も及ぼしていたことなどが指摘されている。

民間による調査としては、たとえばスコットランドの民間団体である「子ども議会」が4～6月にかけて毎月実施・発表した子ども (8～14歳) の声の調査も興味深い。9月～10月上旬に実施された第4回調査とあわせてのべ1万2,477人の子どもが回答した一連の調査の結果は、11月に最終報告書としてまとめられている。新型コロナが子どもたちの生活に及ぼしている影響をおとなが理解しやすくするためのウェブ媒体として、子ども議会のメンバー12人が記者となって『コロナ・タイムズ・ジャーナル』も6号発行した。同じく民間団体である「スコットランド若者議会」も、他の2つの若者団体とともに2,400人以上の若者を対象とする調査を実施し、4月23日に報告書を発表している。さらに、Together (スコットランド子どもの権利連合) という団体のウェブサイトには、さまざまな状況に置かれている子どもたちを対象とした調査を集約したページのほか、さまざまな団体が発表してきた声明・提言・報告書等を、国連・子どもの権利委員会が4月8日付声明でおこなった11項目の勧告ごとに整理したページも設けられていて、有用である⁽⁷⁾。

このほか、6月から7月末にかけて国際的オンライン調査「#CovidUnder19」が実施され、12月に結果発表がおこなわれた。スイスに本部を置く国際 NGO 「テールデズム」(Terre des hommes)

とクイーンズ大学ベルファスト・子どもの権利センター（北アイルランド）が中心となり、子どもたちとも綿密に協議しながら進められたこの調査には、137か国の子ども（8～17歳）2万6,000人以上から回答があったという。新型コロナの悪影響をとくに感じておらず、パンデミック以前よりも状況がよくなったと思っている子どもも少なくない一方、従来から脆弱な状況に置かれてきた子どもは新型コロナ禍の悪影響を受けやすくなっていることなどが明らかになった。また、新型コロナ関連の決定をおこなうさいに政府が子どもたちの声に耳を傾けていると思っている子どもは20%にすぎず、38%は「耳を傾けていない」、35%は「わからない」と回答していた。

前述したニュージーランド子どもコミッションの報告書『ロックダウン下の生活』では、「子どもたちの意見を聴き、検討し、政府のCOVID-19対応に組みこんでいくことは、政策の改善と、すべての人にとっての成果の向上につながりうる」と指摘されているが、これはどの国についても当てはまることだといえよう。いわゆる「パンデミック疲れ」に関してWHOヨーロッパ地域事務局が10月にまとめた提言資料によれば、ノルウェーでは大学の卒業式・入学式を安全に開催する方法について若者たちとの協議がおこなわれた影響もあってか、同国の若者は、新型コロナ関連の制限措置を遵守する傾向が50歳以上の年齢層よりも高かったという。

9月には、ユニセフ（国連児童基金）やIFRC（国際赤十字・赤新月社連盟）などが『前進——COVID-19における子どもの保護のパートナーとしての子どもたち：参加からパートナーシップへ』と題する実践ガイドを公表した。今後は新型コロナ禍からの「よりよい復興」（Building Back Better）が模索されていくことになろうが、その過程で子どもたちとの協働をどのように進めていくかは、重要な課題のひとつである。

注

- (1) ユニセフ（日本ユニセフ協会）〈新型コロナウイルス パンデミックから1年、子どもへの影

響 最新データ発表〉（2021年3月11日付）

<https://www.unicef.or.jp/news/2021/0059.html>

- (2) とくに「新型コロナウイルス感染症と子どもの権利」子どもの人権連いんふおめーしょん165号（2020年7月）、「新型コロナウイルス感染症と教育をめぐる国際的動向」同166号（2020年11月）、「新型コロナと子ども・若者の権利をめぐる国際動向」部落解放802号（2021年2月）など参照。
- (3) 筆者のサイト（<https://w.atwiki.jp/childrights/>）では、トップページに新型コロナ関連ページへのリンクを掲載している。note（<https://note.com/childrights>）では、関連投稿をまとめた2つのマガジン「新型コロナウイルス感染症と教育」「新型コロナウイルス感染症関連（教育以外）」をとくに参照されたい。煩雑になるため、サイトおよびnoteで取り上げた資料については原則として注を省略する。
- (4) 6つのウェルビーイング・アウトカムは次のとおり。①子ども・若者が愛され、安全で、大切に育てられている。②子ども・若者が必要とするものを手にしている。③子ども・若者が幸福で健康である。④子ども・若者が学び、成長している。⑤子ども・若者が受け入れられ、尊重され、つながっている。⑥子ども・若者が参加し、エンパワーされている。
- (5) 詳しくは筆者のnote〈新型コロナウイルス感染症 子ども向け記者会見の取り組み〉参照。
<https://note.com/childrights/n/n7a2724382d20>
- (6) Larkins, Cath (2020). *Building on Rainbows: Supporting Children's Participation in Shaping Responses to COVID-19*. Discussion Paper. (Unpublished) <http://clock.uclan.ac.uk/33087/>
- (7) ここで取り上げたスコットランド関係の資料はそれぞれ以下を参照。
<https://www.childrensparliament.org.uk/our-work/children-and-coronavirus/>;
<https://www.youthlinkscotland.org/media/4486/lockdown-lowdown-final-report.pdf>;
<https://www.togetherscotland.org.uk/about-childrens-rights/coronavirus/childrens-views-and-experiences/>;
<https://www.togetherscotland.org.uk/about-childrens-rights/coronavirus/briefings-and-research/>